

平成 26 年度中小企業支援計画(案)

I. 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境と課題

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の 3 本の矢からなるアベノミクスによって、日本経済は長引くデフレからの脱却に向かい、行き過ぎた円高も是正されている。政権発足後の GDP 成長率は 5 四半期連続でプラス成長を続けており、日本経済は「マイナス」から「プラス」へと転換している。

こうした中、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、まだ景気回復を実感できてはいない。全国 385 万の中小企業、中でもその 9 割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を実現し、全国津々浦々の事業者まで行き届かせることが必要である。そのため、地域の面的広がりを持った裾野の広い中小企業・小規模事業者政策等に取り組んでいくことが国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構という）に求められる。

中小企業・小規模事業者政策には大きく 4 つの課題がある。

第一にイノベーションの推進。大企業の厳しい要求に高い技術力で応えてきた中小企業・小規模事業者支援策として、平成 25 年度補正予算においても、例えば、「ものづくり補助金」の対象分野を商業・サービス業にも広げるとともに、「中小企業投資促進税制」の拡充や「創業補助金」の継続等を行った。また、本年 2 月から運用を開始した「経営者保証に関するガイドライン」は、経営者の個人保証に依存してきた従来の融資慣行を改善する画期的な内容となっている。これらを通じ、引き続き中小企業・小規模事業者による新たな需要の掘り起こしや新陳代謝の促進に向け、中小企業・小規模事業者の段階に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいく必要がある。

第二に小規模事業者対策。中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会を全 7 回開催し、小規模事業者に焦点を当て、「事業の持続的発展」を基本原則と位置づける「小規模企業振興基本法案」、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制を全国に整備する「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。引き続き小規模事業者への支援を充実させていく必要がある。

第三に消費税転嫁対策。消費税率引上げに伴い、立場の弱い中小企業・小規模事業者が消費税率引上げ分を適切に転嫁できるよう、全国に 474 名配置した転嫁対策調査官による、転嫁拒否行為等の監視、取締り等を徹底して行うと

ともに、中小企業・小規模事業者の親事業者に対して、取引条件の改善の働きかけなどを行う必要がある。

第四に被災地の復旧・復興。東日本大震災から3年を迎え、一定程度の復旧は進んでいるものの、土地の嵩上げ工事の遅れなどを背景として復旧が遅れているところも存在している。こうした被災地の復旧を一日も早く進めるとともに、施設・設備等のハード面の支援のみならず、ハード復旧後の事業活動の再開から売上げの安定に至るまでのソフト面での支援も重要である。

以上の課題に対し、適切な支援施策を講じることで、中小企業・小規模事業者の成長や持続的発展を図ってまいらる。

II. 中小企業・小規模事業者の支援に関する基本方針

前述の中小企業・小規模事業者政策の課題・現状認識を踏まえつつ、支援体制の充実を取り組むべき課題の中心に据え、その上で、後述する各種支援策の充実や事業者へのさらなる浸透、さらには各省庁や自治体の施策の糾合同等も図っていくこととする。

支援体制の充実に向けては、まず、平成24年8月に創設された中小企業経営力強化支援法により認定された、認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）をこれまで（平成26年4月1日時点）に税理士や金融機関など21,174機関を認定し、支援の担い手の裾野の拡充を図ってきた。

認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して、施策の情報提供に加えて、「ものづくり補助金」や「創業補助金」の事業計画策定支援を行うなど、一定の成果を上げている。

こうした認定支援機関に対しては、経営改善支援や事業再生支援に向けたノウハウやスキルの向上等を図る研修を引き続き実施していくとともに、他の支援機関のモデルとなる優良機関の取組の公表や中小企業・小規模事業者が最適な支援機関を選定できる体制の整備を通じ、認定支援機関制度が事業者にとってよりよい仕組みとなるよう取り組んでいく。

また、中小企業・小規模事業者の経営課題が複雑化・多様化する中、中小企業・小規模事業者の支援ニーズに対応するためには、各地域で支援機関が一体となって中小企業・小規模事業者支援に取り組むことが重要である。地域で一体となった支援体制を強化するために、平成26年度から、地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者からの様々な経営相談に対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に整備する。各拠点では、①解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施、②中小企業・小規模事業者の個

別の課題に応じた適切な支援チームの編成、③相談内容に応じて適切なサポートを行える専門家等を紹介できるワンストップサービス等を行うこととしている。

さらに、小規模企業振興基本法案、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正により、商工会・商工会議所が行う支援は、記帳指導等のみならず、厳しい環境におかれた小規模事業者が持続的に事業を発展させていくために行う創意工夫の取組、すなわち「経営の発達」に向けた支援に重点的に取り組むこととしている。具体的には、①経営状況の分析、②事業計画の策定と実施の支援、③マーケティングなど市場調査の支援、④展示会等の開催により事業機会の拡大を一体的に行うもので、身の丈にあった創意工夫の取組も対象としており、経営革新よりも幅広い概念で小規模事業者を支援する。

このように、地域の中小企業・小規模事業者に対して、個々の事業者の経営状況や、地域や業種の特徴などを踏まえつつ、支援情報や支援施策を適切かつ迅速に提供するため、国はよろず支援拠点や認定支援機関、商工会・商工会議所等の支援体制の整備、強化を進める。

一方、都道府県や中小機構においても、よろず支援拠点や認定支援機関、商工会・商工会議所等の支援機関に対する積極的な支援や情報提供・助言等の協力、個別の事業者支援に際しての連携等を行うことが求められる。また、各省庁や自治体の施策を組み合わせ、適切な支援に取り組むことが求められる。

なお、本支援計画の策定に当たっては、国、都道府県及び中小機構が、「対話と協力」という基本的な考え方の下で情報交換を行い、それぞれの施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果の最大化を目指すことが重要である。

本支援計画をもとに、都道府県において地域の特性を踏まえた多様な取組みが行われていくことを考えれば、「対話と協力」の重要性は引き続き高まっていくものである。

Ⅲ. 国の事業

1. 事業の実施体制

国においては、国の各支援事業の実施に当たって、都道府県、中小機構の支援事業と適切な役割分担の下で緊密に連携し、よろず支援拠点や認定支援機関等を有効活用しつつ、中小企業・小規模事業者の経営課題にきめ細かく対応する。また、支援事業の実施状況や成果を把握するとともに、実施者や関係者か

ら意見を聴き、中小企業・小規模事業者にとって使い勝手がよい事業となるよう、不断の見直しを行う。

2. 事業の概要

平成25年度補正予算や平成26年度予算に基づく各支援事業を、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施する。

(1) イノベーションの推進

①ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業

126.0億円（新規）

(ア) 戦略的基盤技術高度化支援事業

中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援する。

解説

「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けた特定ものづくり基盤技術（例：精密加工、立体造形など）を活用し、大学・公設試等と連携して研究・開発や製品の販路開拓を実施する中小企業・小規模事業者の取組を最大3年間継続して支援する（補助上限：初年度4,500万円（ただし、3年目は初年度2/3、3年目は初年度の1/2）、補助率：2/3・定額）。

(イ) シーズ発掘・橋渡し研究事業

大学等に眠っている知の活用を加速するため、事業シーズの発掘及び橋渡し研究に対する支援を行う。

解説

シーズ発掘では、民間団体等が行う、中小企業・小規模事業者と大学等とのライセンスを加速するためのマッチングの場の設定等に対する支援を行う。橋渡し研究では、中小企業・小規模事業者の行う、発掘された事業シーズ等をもととした実証研究に対する支援を行う。（シーズ発掘：補助率10/10、橋渡し研究：補助率2/3）。

②中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業

1,400.0億円（平成25年度補正）

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資

等を支援する。

解説

認定支援機関に事業計画の実効性等が確認された中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかを満たす者に対して、試作品開発や設備投資等を支援。

- ・「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用していること
- ・革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること
- ・取引先事業所の閉鎖・縮小により10%以上売上減少が見込まれること
- ・耐用年数を超過した設備の新陳代謝を目的とした大規模（総資産の15%超）な設備投資であり、金融機関からの融資や事業計画策定支援等を受けること

③特許等取得活用支援事業

21.9億円

中小企業等が企業経営の中でノウハウを含めた知的財産活動が円滑にできるよう中小企業におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産権に関する悩みや課題をその場で解決するため、都道府県ごとに知的財産に関する相談を一元的に受け付ける専門の相談窓口（以下、「知財総合支援窓口」という。）を設け、同窓口で解決を支援する専門人材を配置してワンストップで解決支援を行う。

解説

本事業は、「知財総合支援窓口」を都道府県の中小企業等の利便性が高い場所に設置し、様々な専門家や支援機関等とも連携して知的財産に関する悩み等の解決を図るワンストップサービスを提供するものである。具体的には、次に掲げる支援を実施する。

- 1) 窓口支援担当を配置し、中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の課題等をその場で解決支援。
- 2) 上記1)による解決が困難なより高度な知的財産の課題等に対して、弁理士や弁護士などの知財専門家の活用や支援機関との連携による解決支援。
平成26年度から全国47都道府県の「知財総合支援窓口」に弁理士及び弁護士を配置し（少なくとも週1回以上）、窓口における支援を強化する。
- 3) 知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産の活用促進。
- 4) 知的財産に関する各種支援施策の紹介・説明、特許等の産業財産権に関する出願等手続支援（電子出願支援を含む）。

④中小企業外国出願支援事業

4.6億円

中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業による外国出願（特許、実用新案、意匠、商標に関する出願をいう。以下同じ。）を支援する。

解説

本事業は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という。）及び都道府県等中小企業支援センターを通じて、外国における事業展開又は第三者による抜け駆け商標出願（いわゆる冒認商標）の対策を計画している中小企業に対して、外国出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の二分の一を補助する。

⑤中小企業海外侵害対策支援事業

0.6億円（新規）

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、ジェトロを通じて、海外で取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業による現地侵害調査から行政摘発までの侵害対策を支援する。

解説

本事業は、ジェトロに対する補助金交付を通じて、海外で取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業に対して、現地侵害調査から行政摘発までの侵害対策を講じるための費用（調査費用、警告費用、行政摘発費用等）の三分の二を補助する。

⑥中小企業・小規模事業者海外展開支援事業費

8.0億円（平成25年度補正）

ジェトロ及び中小機構が連携し、海外販路や技術等を有する外国企業とのマッチングや、ASEAN等での展示会・商談会の開催を通じ、海外販路開拓を支援するとともに、中小企業海外展開現地支援プラットフォームにより海外での法務・労務等の課題解決や移転・撤退等を支援する。

解説

本事業は以下の事業を実施する。

（ア）ASEAN等キャラバン事業

本事業は、展示・商談会へのバイヤー招へいを通じたマッチングに加えて、商談準備商談後のフォローアップのためのワークショップなど、複数の販路開拓支援ツールを組み合わせた事業（キャラバン事業）を実施し、ASEANを始めとする海外市場への参入を支援する。

(イ) 外国企業提携促進事業

外国企業を我が国に招聘し、国内中小企業等とのマッチング機会を提供するための交流会を開催する。また、国内の中小企業等を海外に派遣し、同様の交流会を開催する。

(ウ) 海外専門家派遣事業

本事業は、海外展開を目指す中小企業・小規模事業者に対して、海外から現地の市場ニーズに精通する専門家（海外の販売代理店、デザイナー等）を派遣し、継続的に商品の企画・開発（改良）のアドバイスを得る機会を提供することで、海外向け商品の開発を支援する。

(エ) 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

本事業は、海外現地にコーディネーターを配置し、官民の支援機関と連携して、個別課題の解決を支援する。具体的には、現在ある8ヶ国10箇所を新たに5箇所程度追加するとともに、海外現地での法務・労務・税務、資金調達、人材確保、パートナー発掘、拠点設立や移転・撤退に関する諸手続等の専門的な課題への対応を強化する。

(オ) 海外展開支援等研修事業

1) 海外展開支援講習事業

本事業は、地域の中小企業支援の担い手として期待される税理士、金融機関、弁護士等の認定支援機関に対し、海外展開支援実績の豊富な講師による研修を全国各地で実施し、支援スキルの向上と相談窓口機能の強化を目指す。

2) 高度実践型支援人材育成事業

本事業は、経営支援に実績のある優れた支援機関が、海外展開支援を含む経営支援について地域金融機関等から研修生を受け入れて長期実践的な研修事業を行う際に、必要な経費を補助する。

⑦ 中小サービス業等海外現地人材育成支援事業

15.0億円

(平成24年度補正(平成25年補正により)基金設置期限延長)

中小サービス業等の海外展開を加速化させるため、中小サービス業等が海外現地事業を担う中核人材を日本で育成する取組等に対し支援する。

解説

本事業は、海外でサービス業等を営む中小企業にとって現地事業を担う中核人材の確保・育成が極めて重要であることから、中小企業の現地中核人材に対する研修の実施を支援するものである。

具体的には、海外でサービス業等を営む中小企業に対して、海外現地人材を日本に招聘して行う座学及び日本企業の現場での研修、並びに中小企業の従業員

や専門家を現地拠点等へ派遣して行う現地人材の指導等の実施に必要な経費を補助する

⑧中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

22.8億円（新規）

ジェトロ及び中小機構が連携し、海外市場等に関する情報提供を行うとともに、国内外の展示会出展や海外展開の実現可能性調査などの支援を行う。加えて、新たに海外での常設展示場を設置するなど、中小企業・小規模事業者の海外展開を戦略的に支援する。

解説

中小企業・小規模事業者に対し、海外の法規制や輸出に関する手続きについての情報提供を行うとともに、本格的な海外展開に向けて、海外展開事業計画の実現可能性調査（F/S）の実施を支援する。

さらに、国内外の展示会への出展支援や商談会の開催、海外における常設展示所の設置等を通じて、海外バイヤーとの商談機会を提供し、海外への販路開拓を支援するなど海外展開の段階に応じて戦略的な支援を行う。

⑨中小企業・小規模事業者連携促進支援事業

10.8億円（新規）

新事業活動促進法や農商工連携促進法に基づき、中小企業・小規模事業者等が連携して行う新商品開発や販路開拓等を支援する。

解説

本事業は以下の支援を行うものである。

（ア）新連携型

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づき、異分野・異業種の中小企業者同士が連携し、互いの経営資源（技術・販路等）を活用して行う新事業活動に対し支援を行う。平成25年度末時点で、927件の計画を認定。

（イ）農商工等連携型

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源（技術・販路等）を活用して行う新事業活動に対し支援を行う。平成25年度末時点で、612件の計画を認定。

⑩中小企業海外高度人材育成確保支援事業

0.48億円

日系中小企業と現地の大学・高等専門学校等との協力の下、現地でのジョブフェア及び企業文化講座を実施し、日系中小企業の海外における高度人材の育成・確保を支援する。

解説

本事業は、タイ・ベトナム・インドネシア等の日系中小企業と現地大学・高専等との連携により、以下の取組に対し支援を行うものである。

- (ア) 現地でのジョブフェア（日系中小企業への理解の促進に向けたセミナー、企業によるPR、就職面接等）
- (イ) 企業文化講座（現地日系中小企業や専門家による大学等での講義）

⑪事業引継ぎ支援センターの全国展開

44.4（億円）の内数

課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行う「事業引継ぎ支援センター」を全国展開するとともに、親族内承継に対する支援を強化。

解説

本事業は、後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等を「事業引継ぎ相談窓口（※1）」及び「事業引継ぎ支援センター（※2）」にて実施する。

（※1）「事業引継ぎ相談窓口」

事業引継ぎを行う上での課題など、様々な中小企業の経営上の課題に窓口相談員が原則として無料で対応し、課題を解決するための支援施策や支援機関の紹介、情報提供等を行う。

（※2）「事業引継ぎ支援センター」

事業引継ぎに関する専門家（経験のある税理士、金融機関OB等）が、事業引継ぎを希望する企業間の仲介及び事業引継ぎ契約の成立に向けた支援等を行う。事業引継ぎ支援センターは平成26年2月現在、北海道、宮城、東京、長野、静岡、愛知、大阪、岡山、愛媛、福岡の全国計10箇所に設置済み。

⑫創業促進補助金（事業者向け）

44.0億円の内数（平成25年度補正）

創業初期の資金繰りを支援するため、女性や若者等の新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業に対して費用の一部を支援する。

解説

本事業は、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用について、補助率2/3（補助上限額200万円）で支援を行う。また、認定支援機関による事業計画策定支援や創業後のフォローアップなど、創業の段階に応じた支援を行う。

⑬創業促進補助金（創業支援者向け）

44.0億円の内数（平成25年度補正）

産業競争力強化法における創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援の取組を支援する。

解説

本事業は、認定創業支援事業者が行う、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援事業に要する人件費、謝金、旅費等の経費について、補助率2/3以内（補助上限額1,000万円）で支援を行う。

（2）小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

①中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

41.2億円（新規）

地域の支援体制を強化するため、様々な経営課題を解決するための具体的なアドバイス、支援機関等の連携促進等を行う「よろず支援拠点」を各都道府県に整備するとともに、個別具体的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施。また、支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた経営相談等の体制を構築。

解説

本事業は、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、③「的確な支援機関等の紹介」、等の機能を持つ常設拠点（よろず支援拠点）を全国各地に設置するとともに、中小企業・小規模事業者の高度な経営課題等の相談に対応するため、専門家派遣を実施する（3回まで無料）。

また、支援ポータルサイト「ミラサポ」を運営し、専門家や先輩経営者と時間や場所にとらわれずに経営相談を行い、国や地方の課題やニーズに合わせた支援施策をわかりやすく提供する。

②小規模事業者等 JAPAN ブランド育成・地域産業資源活用支援事業

14.6億円（新規）

農林水産品や伝統工芸品などの地域の資源を活用し、(i) 小規模事業者等が

連携して行う世界に通用するブランド確立のための海外販路開拓等の取組や、
(ii) 小規模事業者等が地域資源活用促進法に基づき行う商品開発等の取組を支援する。

解説

本事業では、以下の取組に対し支援を行うものである。

(ア) JAPAN ブランド育成支援事業

・戦略策定段階への支援

自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査などを行うプロジェクトに対し、1年に限り支援を行う。

・海外市場開拓段階への支援

具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、新商品開発、展示会出展等のプロジェクトに対し、最大3年間の支援を行う。

(イ) 地域産業資源活用支援事業

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、中小企業者等が地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源、伝統文化等）を活用して行う新事業活動に対し支援を行う。平成25年度末時点で、1,214件の計画を認定

③小規模事業者販路開拓・支援基盤整備事業（パッケージ型海外展開支援事業）

12.5億円の内数（平成25年度補正）

海外市場獲得を目指す中小企業・小規模事業者が自社のホームページを活用して海外に向けて情報発信し、新たな海外販路の構築や海外販売の強化を効果的に進められるよう支援を行う。

解説

中小機構が支援先企業に海外ビジネスに精通した専門家を派遣（無料）し、当該企業に適した海外向けホームページ（外国語）の作成や海外取引にかかる決済・物流体制の整備を支援する。また、それに伴うホームページの外国化、代金決済システム構築等に係る経費の2/3（上限100万円）を補助する。

④小規模事業者等人材・支援人材育成等事業

3.1億円（平成25年度補正）

(ア) 小規模事業者等人材育成事業

小規模事業者等の事業の活性化を図るため、製造現場における中核人材に対する支援、企業間での出向等による人材育成に対する支援を行う。

解説

・ものづくり小規模事業者等人材育成事業

ものづくり小規模事業者等の製造現場において中核として働く人材が、技術・技能の継承に係る講習を受ける際の費用や、現場において技術・技能の継承の指導を受ける際の費用の一部を補助する。

・小規模事業者等人材の共同育成事業支援

地域人材育成コーディネーターを核とする「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、複数の中小企業・小規模事業者間での出向や共同研修の開催等の実証を行うことで、地域の企業における人材育成を推進する。

(イ) 小規模事業者等支援能力等向上事業

小規模事業者等への支援体制や機能の強化についての重要性も増していることから、認定支援機関の更なる支援能力向上支援を行う。

解説

認定支援機関の支援事例等の調査等を通じ、他の認定支援機関のモデルとなる優良な取組を選定する。こうした事例を取りまとめて、広く認定支援機関等に共有することにより、認定支援機関の更なる質の向上を図ると共に、中小企業・小規模事業者自身が認定支援機関を評価した上で最適な支援機関を選定できる体制の整備を図る。

⑤小規模事業対策推進事業

うち 経営安定特別相談事業

0.4億円

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」での中小企業の相談対応を円滑に実施するために全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う指導事業等に対して支援する。

解説

本事業は、経営の危機に直面した中小企業の経営上の問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会や主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」において、中小企業からの相談に応じる体制等を支援するものである。平成25年度は、250箇所を設置されており、平成24年度の相談実績は2,218件となっている。

⑥中小企業連携組織対策推進事業

うち、指導機関等関連事業及び中小企業活路開拓調査・実現化事業
4. 5億円

個々の経営資源に限界のある中小企業・小規模事業者にとって連携して事業活動を行うことが有効であり、そのため、中小企業連携組織支援の全国組織である全国中小企業団体中央会が実施する、各都道府県中小企業団体中央会で連携・組織化を現場で推進する指導員等に対する研修会の開催等や、中小企業・小規模事業者が単独では解決困難な問題に取り組む中小企業組合等への助成事業などについて支援する。

解説

本事業は、中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進、中小企業組合等の運営の適正化を図るため、各都道府県中小企業団体中央会や中小企業組合等への指導・支援などを行う全国中小企業団体中央会に対して、当該指導・支援などに係る経費を補助するものである。

また、中小企業・小規模事業者が単独では解決困難な問題（ブランド化戦略、既存事業分野の活力低下、技術・技能の承継、情報化の促進等）を解決するために、中小企業組合等で連携して取り組む事業の調査研究やその実現化（ビジョン策定、試作品の研究・開発、情報ネットワークシステムの構築等）に要する経費等について、全国中小企業団体中央会を通じて支援する。

⑦中小企業・小規模事業者人材対策事業

281. 8億円

(平成24年度補正(平成25年補正により)基金設置期限延長)

中小企業・小規模事業者の優秀な人材確保のため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援するほか、学生との日常的な顔が見える関係作りから、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援する。

解説

本事業は、以下の事業を実施するものである。

(ア) 新卒者就職応援プロジェクト

新卒者等の若年者の未就職者に対し、中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援する。実習生に対し、日額最大7,000円の技能習得支援助成金を支給する。

(イ) 中小企業新戦力発掘プロジェクト

育児等で退職し、再就職を希望する主婦等に対し、職場経験のブランクを埋める機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援する。実習生に対し、日額最大7,000円の技能習得支援助成金を支給する。

(ウ) 地域中小企業の人材確保・定着支援事業

優秀な人材の確保のため、中小企業・小規模事業者と学生との顔の見える関係作りから、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援する。

また、高度専門的な人材を必要としている中小企業・小規模事業者に対して、実務経験豊富なシニア人材の確保・定着を支援する。

⑧指導事業

2.7億円

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して行う指導や情報の収集及び提供等に係る事業に対して支援する。

解説

本事業は、商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業の効果的な実施を図るため、全国商工会連合会及び日本商工会議所を通じて指導や情報提供等の支援や、商工会等の指導員に対する研修会や都道府県商工会連合会の役員セミナー等を行い、当該指導員等の資質の向上を図るものである。

⑨地域力活用市場獲得等支援事業

121.0億円(平成25年度補正)

我が国の中小企業・小規模事業者のほとんどは経営資源(資金・人材)が不足していることから、全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会・商工会議所を活用しながら、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた持続的な経営に向けた取組や財務基盤の強化等を総合的に支援し、地域の原動力となる中小企業・小規模事業者の活性化を図る。

また加えて、中小機構・地域本部、商工会・商工会議所等による窓口相談や専門家派遣等を通じて、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図る。

解説

本事業は、小規模事業者の持続的な経営を支援するため、小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む地道な販路開拓等に要する費用の2/3を補助(補助上限額:50万円)するほか、経営計画に基づく販路開拓等

の取組を実施する場合や「経営者保証に関するガイドライン」を利用する場合に専門家を派遣する等、小規模事業者の持続的な経営に向けた取組を総合的に支援するもの。

⑩地域力活用新事業創出支援事業

14.6億円（新規）

各地の商工会・商工会議所等を通じて、地域資源を活用した新製品開発、全国的な販路開拓など、地域の小規模事業者が、全国規模のマーケットを狙って新事業を展開する取組みを支援する。また、各地の商工会・商工会議所を通じて、上記取組の中核となる人材を養成し、小規模事業者や地元自治体等が一体となって行う、まちづくり・むらおこし、コミュニティビジネス等の、取組みを支援。

解説

本事業は、地域の小規模事業者等による全国規模のマーケットを狙った新事業展開を促進するため、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所が小規模事業者等と協力し地域の資源を活かした新商品開発・全国的な販路開拓等への取組や、地域の産品・日本の美などの価値等、その地域においてのみ体験可能な魅力を活用したブランド形成等に対して幅広く支援するもの。

また、地方における、環境問題、少子高齢化、人口の都市部偏在等の課題の顕在化を背景に、このような諸課題解決について生活者の視点から行う事業（コミュニティ・ビジネス）であり、商工団体が小規模企業、地元自治体等と一体となって取り組むまちづくり・むらおこし、介護・福祉等の事業に対して、地域経済の活性化及び雇用創出の観点から支援を実施するものである。

⑪地域創業促進支援事業

7.5億円（新規）

全国300箇所で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの作成までを支援する。

解説

本事業は、平成25年6月に取りまとめられた「日本再興戦略」において、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率を米国・英国レベルの10%台に向上させるという目標設定を踏まえ、7.5億円を措置。公募により選定した地域の支援機関が、全国300箇所で創業希望者を対象に創業に必要な税務、会計等の基礎知識に加え、ビジネスプランの作成までを支援する。

⑫小規模事業者支援人材等育成事業

2. 7億円（新規）

小規模事業者を支援する経営指導員が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修を行おうとともに、特に先進的な支援機関において、経営支援等のノウハウを体得する機会を提供。

解説

小規模事業者を支援する全国の商工会・商工会議所の経営指導員の支援スキルを向上させるため、全国各地の経営指導員を対象に、事業計画の作成や経営分析の他、商店街振興等について研修を実施するもの。

⑬地域商店街活性化事業

53億円（平成25年度補正）

商店街組織が地域コミュニティの担い手として実施する、消費税の税率引上げに対応した恒常的な商店街の集客力・販売力の向上に資するイベントとともに、次世代の人材育成など、イベントの効果を持続的・効果的なものにする取組を支援する。

解説

地域経済や商店街等の活力が低下している背景や消費税率の引上げ等を踏まえ、地域経済及び商店街等の活力を維持していくためには、地域住民の需要に応じた商店街等の取組に対し、総合的な商店街等支援措置を講じ、地域経済及び商店街等の活性化を図ることが必要。本事業は、消費税の税率引上げに対応した恒常的な商店街等の集客力及び販売力の向上を図る。

⑭地域商業自立促進事業

39億円（新規）

次世代のリーダー育成等により商店街組織の体質強化につながる取組、インキュベーション施設の整備、空き店舗への店舗誘致や店舗の集約化による商店街のコンパクト化等を支援し、商店街の新陳代謝を進める。

解説

商店街等は、商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、買い物に来た地域住民の憩いの場であるほか、地域の祭礼・イベントや防犯・防災等の自治活動の主体を担うなど、商品やサービスの提供の場を超えて、地域に住む人々とともにコミュニティを形成し、地域の暮らしを支える生活基盤として、多様なコミュニティ機能も担ってきた。

本事業では、商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、地域コミュニティの形成に資する取組や商店街等の新陳代謝を図る取組を支援するとともに、商店街等の魅力創造に向けた取組を支援することにより、商店街等の自立を促進することを目的としている。

⑮中小企業再生支援協議会事業

44.4億円（新規）

各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会において、財務上の問題を抱えた中小企業・小規模事業者や事業引継ぎを行おうとする中小企業・小規模事業者に対して、支援を行う。

解説

（再生支援）35.8億円

事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援するため、産業競争力強化法に基づいて各都道府県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会の常駐専門家による窓口相談・再生計画策定支援、モニタリング等を行う。

（事業引継ぎ支援）8.6億円

後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行う。

⑯中小企業再生支援協議会の機能強化

3.5億円（平成25年度補正）

中小企業再生支援協議会の体制強化及び中小企業再生支援全国本部の機能拡充等を行い、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援する。

解説

中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援する中小企業再生支援協議会に対し、助言等を実施することにより、中小企業再生支援協議会の体制を強化するとともに、中小企業再生支援全国本部（中小機構）自らが、中小企業・小規模事業者からの相談を受付、再生計画策定支援等を実施する。

⑰認定支援機関による経営改善計画策定支援

405.0億円

（平成24年度補正（平成25年補正により）基金設置期限延長）

認定支援機関による中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定やフォロー

ーアップ等を支援し、経営改善を促進する。

解説

本事業は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限到来を踏まえ、税理士、弁護士、金融機関等からなる認定支援機関を活用して、自らでは経営改善計画の策定が難しい規模の小さな中小企業・小規模事業者の計画策定を支援し、経営改善を促進していくため、平成24年度補正予算に計上。具体的には、認定支援機関による経営改善計画策定支援費用やフォローアップ費用等について、その2/3を支援する。

⑱認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業

0.2億円

認定支援機関を対象として、経営改善・事業再生計画の策定支援に必要な専門知識を習得するための研修を実施し、経営改善の支援能力を強化していく。

解説

中小企業・小規模事業者の計画策定を支援できるよう、大手会計法人やビジネスコンサルティング会社等が講師となり、認定支援機関の能力強化に繋がる研修（計画策定、ケーススタディ、売上拡大支援などテーマを設定し、2日間程度の座学・演習講座を想定）を全国数箇所で開催する。

⑲下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

7億円

親事業者の生産拠点が閉鎖または、閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。

また、下請中小企業グループが、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、下請構造からの自立化のための取組に対し、連携体構築に係るソフト事業、共同受注用の生産工程管理システムの構築・設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。

解説

本事業は、下請中小企業の振興を図るため、下請中小企業が自立的に取引先の開拓を図る取組などを支援するものである。

⑳中小企業取引適正化対策事業委託費

(ア) 下請かけこみ寺

3.8億円

全国48箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決（ADR）手続による問題解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施する。本事業を全国規模で実施するに当たっては、中小企業へのサービスを徹底するため、下請取引に専門的知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等との連携を図る。

解説

本事業は、全国の中小企業が抱える下請取引に関する悩み・相談ごとに相談員や弁護士が親身になって対応し、取引に関するトラブルを裁判以外の手法（ADR）で迅速に解決するとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発を行い、本部及び各都道府県の48カ所の「下請かけこみ寺」が連携し、下請適正取引の推進を図る。

また、下請かけこみ寺の相談員が弁護士からの助言を得て、中小企業からのきめ細かな相談に対応できる体制の整備を図る。

（イ）下請取引改善事業

0.8億円

下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の違反を未然に防止する観点から、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を実施する。

解説

本事業は、下請代金支払遅延等防止法等の周知徹底を図るため、親事業者の調達担当者を対象とした基礎コース講習会、実践コース講習会を実施するものである。

（ウ）官公需情報提供事業

0.3億円

国、独立行政法人等がホームページで公開している発注情報を自動検索で収集、データベース化し、中小企業が自らのニーズ（地域別、発注品目別等）に合わせて絞り込むことで、簡易に発注情報を入手できる「官公需ポータルサイト」の運営や、発注事例や受注事例の中から他のモデルとなる事例を収集し、他の発注者や受注者に情報提供を行う。

解説

本事業は、官公需における中小企業者の受注機会を増大させるため、中小企業者等に的確な情報を提供するものである。

(3) 消費税引上げに伴う監視・取締り体制

①消費税率引上げに向けた総合的な対策

34.6億円(平成25年度補正)

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や専門家による出張相談を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行う。合わせて、転嫁状況等に関する各種調査を実施する。

解説

本事業は、消費税率の二段階にわたる引上げに備え、中小企業者等が円滑かつ適正に消費税を転嫁できる環境を整備するために行うもの。具体的には、全国各地で以下のような事業を実施する。

- ・消費税制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、消費税の転嫁円滑化等を促進するため、中小企業団体や認定経営革新等支援機関等と連携して講習会・フォーラムを開催する。
- ・中小企業からの消費税の価格転嫁等に関する相談に対応するため、中小企業団体等と連携して相談窓口を設置する。
- ・個別事業者へのきめ細かい対応、業界団体における転嫁等カルテル組成支援のため、専門家が出張し、指導・助言を行う。
- ・その他、パンフレット等の作成・配布やメディア等を通じた広報や各種調査、転嫁拒否等申告システムの開発等を行う。

②消費税率引上げに伴う取引状況監視・検査の徹底

19.8億円

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、悉皆的な書面調査を実施するなど、転嫁対策調査官474人体制で積極的な情報収集を行い、監視・取締りを実施する。

解説

本事業は、取引上の立場の弱い中小企業・小規模事業者が、取引相手から消費税転嫁拒否等の違反行為を受けている旨を自ら申し出にくいという実態があることから、監視・取締り体制を整備し、積極的な情報収集等を実施するものである。

(4) 被災中小企業・小規模事業者の復旧・復興支援

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)による被災施設・設備の復旧・整備の支援などに加え、二重債務問題対策等をはじめとして、被災中小企業等の経営支援、経営資源の確保に努める。

①中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

204億円（平成25年度補正）

220.7億円（平成26年度当初）

東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の復旧等を支援。

②産業復興相談センターにおける再生支援の継続

35.0億円

被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して設置した産業復興相談センターにおいて、引き続き被災事業者からの相談等に応じるとともに、必要に応じて、再生に向けた事業計画の策定支援等も行う。

③特別相談窓口等の継続

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構及び経済産業局に設置している特別相談窓口において、被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。

④中小企業電話相談ナビダイヤルの継続

どこに相談したらよいか困っている中小企業・小規模事業者のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を設置。

IV. 都道府県の事業

1. 事業の実施体制

都道府県においては、国との緊密な連携と適切な役割分担の下で積極的に事業の実施に努めるとともに、地域の認定支援機関等との十分な連携のもとに地域の経済及び実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めることが期待される。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、中小企業・小規模事業者に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保に加え、各種支援策のさらなる周知に努めることを期待する。

また、各都道府県に設置した「よろず支援拠点」と連携し、中小企業・小規模事業者の多様な経営課題等の相談に対応することが求められる。

2. 事業の概要

(1) イノベーションの推進

①都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターが実施する、中小企業・小規模事業者の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等。

②中小企業・小規模事業者及び支援機関の人材確保・育成支援

(ア) 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

(イ) その他中小企業・小規模事業者の人材確保・育成に係る支援事業。

③中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業。

④その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要となる支援事業。

⑤経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業・小規模事業者等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する事業。

⑥その他の経営の革新や新事業展開、創業への支援事業

その他、地域の実情に応じ、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業の取組に加え、海外展開に挑戦する中小企業・小規模事業者に対する支援や創業者の段階に応じた支援事業。

(2) 小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

①中小小売商業の振興支援

(ア) 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う

事業。

(イ) その他の中小小売商業の振興に係る支援事業。

②経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

③小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するための設備資金の無利子貸付並びに設備の割賦販売及びリースの事業。

④その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業。

(3) 消費税転嫁対策を含む中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

①消費税転嫁に関する情報受付窓口設置

消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、違反行為に関する情報の収集や事業者に対する指導または助言等を行う事業。

②経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業・小規模事業者の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業・小規模事業者からの相談に応じる体制を整備する事業。

②その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のために必要となる事業。

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構は、第三期中期目標（平成26年2月28日付け財務大臣及び経済

産業大臣策定)に基づき、現場重視を第一とし、地域本部をはじめとした広域的な実施体制を整備・活用する。

地方公共団体、地域支援機関等、政府関係機関、NPO等の新たな支援の担い手等とのネットワークを強化し、機構の専門的な知見を活かして、これら関係機関との連携・協働を一層強化する。また、多種多様なこれら関係機関との連携・協働を一層強化することに加え、情報、販路、技術、人材等の経営資源を持つ大企業、技術シーズや知見・ノウハウなどを有する大学、研究機関等の様々な主体との広域的なネットワークを強化する。

2. 事業の概要

平成26年度の事業実施にあたっては、上記の観点を踏まえ、機構が今まで培ってきた支援ノウハウを地域支援機関等に移転するとともに、自らの支援は、より難度が高く、より専門性の高い助言・支援業務などに重点化する。あわせて、地域支援機関等が行う創業から事業再生、事業引継ぎまでの全国的な支援体制を強化する役割を担う。

なお、具体的な事業の実施については、以下のとおりとする。

(1) イノベーションの推進

①地域支援機関連携強化事業

中小企業・小規模事業者の全国的な支援体制を強化するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域支援機関等への施策情報等の提供、支援上の課題への相談・助言、優れた支援事例や支援ノウハウの収集・提供、国の政策課題に対応した支援能力を向上させるための専門家等に対する研修、地域レベル・全国レベルでの地域支援機関等の連携の促進等を行う。

解説

中小企業・小規模事業者の全国的な支援体制を強化するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域支援機関等への施策情報等の提供、支援上の課題への相談・助言、優れた支援事例や支援ノウハウの収集・提供、国の政策課題に対応した支援能力を向上させるための専門家等に対する研修、地域レベル・全国レベルでの地域支援機関等の連携の促進等を行う。

②認定経営革新等支援機関支援協力業務

認定経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言、情報提供のほか必要な協力業務を行う。

具体的には、中小機構の各地域本部での専門家等による窓口相談や出張相談のほか、中小機構の多様な支援ツールを活用した支援を行う。

解説

中小機構の地域本部において、認定支援機関が抱える支援上の課題を相談できる相談窓口を設け、企業支援の経験豊富な専門家が対応するとともに、経営に役立つ各種の情報も提供する。

また、認定支援機関の依頼に応じて、専門家等の派遣による出張相談でのアドバイスを行う。

上記支援の実施後、認定支援機関が支援する中小企業・小規模事業者が希望した場合には、中小機構の様々な既存支援ツールを活用した支援を検討する。

③高度実践型支援人材育成事業

今後、経営支援の担い手として期待される地域金融機関職員や税理士、公認会計士、弁護士、社会保険労務士等の若手専門家等が、実践的な個別企業支援の経験・ノウハウを習得できるよう、経営支援に優れた実績を有する支援機関における職場実習を支援する。

解説

中小企業・小規模事業者の経営課題が複雑化・高度化・専門化している中、今後、経営支援の担い手として期待される者等（以下「経営支援者」という。）の支援力向上を目的として、経営支援者を経営支援に優れた実績等を有する者（以下「高度実践型支援者」という。）の組織等に数ヶ月間受入れ、実践的な経営支援に関するOJT等の研修を行う。については、高度実践型支援者を全国で募り、経営支援者の研修受け入れ体制を支援し、もって経営支援者の支援力向上を図る。

④地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業・小規模事業者、都道府県や地域支援機関等の支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト（J-Net21）を運営する。加えて、中小企業・小規模事業者の経営課題解決のための調査研究、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた事例等の啓発・普及を図る。また、施策浸透フォーラムの開催を通じ、中小企業・小規模事業者に対して支援施策の浸透等を図る。

解説

本事業は、中小企業・小規模事業者、都道府県や地域支援機関等の支援担当者等が必要とする国の支援・施策情報に加え、地方公共団体等が独自に実施す

る支援・施策情報や成功事例等を集約し、情報提供を行うものである。情報提供を行うに当たっては、関係機関との連携を促進し、地域の情報ニーズの把握に努めるとともに、地域支援機関等からの推薦等により地域において優れた取り組みをしている中小企業・小規模事業者について取材し、成功事例として取りまとめる。また、中小企業・小規模事業者に対して支援施策の浸透等を図るため、新事業展開等に取り組む中小企業・小規模事業者を対象に政策課題に対応したフォーラムを適宜開催する。

⑤養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題における解決能力の向上を目指す経営者等や、質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修を実施する。

(ア) 経営者等向け研修

企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善実習といった実践的な研修を実施する。

特に、経営管理者や後継者等を対象とした他の研修機関では実施が困難な長期研修及び政策要請の高い研修に重点を置く。

(イ) 支援人材向け研修

都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業・小規模事業者の経営診断実習や中小企業・小規模事業者の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

解説

地方公共団体や地域支援機関等の要望を積極的に取り入れながら以下の研修を実施する。

(ア) 経営者等向け研修

一般的に大企業と比べ経営資源に限りのある中小企業・小規模事業者が、自ら経営課題を解決できるよう、また、新たな事業活動へ挑戦できるようにするためには、経営者、経営幹部、管理者の能力向上を図ることが不可欠である。その経営者等に対し、経営戦略、マーケティング、財務管理、生産管理、IT活用能力といった経営者等として身につけるべきテーマについて、自社の課題解決等につながる応用力を身につけることに重点を置き、併せて、IT経営や海外展開等に取り組む企業の生産性向上や販路拡大といった経営課題に対応した研修を実施する。

(イ) 支援人材向け研修

県センターの職員、経営指導員、認定経営革新等支援機関等の支援人材の能力向上を図るため、企業の現場における経営の診断実習や多業種・多分野にわたる多様な事例を用いた演習などによる実践的な研修、創業、海外展開といった政策課題や支援施策に関する研修を実施する。特に、IT活用能力の向上等の小規模事業者の特性に合わせた実効性ある支援ができる研修を拡充する。

⑥高度化事業

中小企業・小規模事業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が中小企業・小規模事業者を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利の融資を行う。

また、既に融資を実行した組合、組合員等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、相談、助言、アドバイザー派遣等により、積極的な経営支援を行う。

解説

本事業においては、都道府県等と連携し、新たなニーズ・案件の発掘に努めるとともに、大規模な設備投資の資金需要等に応える本事業の利用促進・拡大を図る。都道府県等の財源負担割合の軽減措置（平成29年3月31日までの時限措置）については引き続き実施する。

また、貸付先の経営状況の把握に努め、経営支援が必要な貸付先については、相談、助言、アドバイザー派遣等により、所期の事業目標の達成や財務状況の改善を図るための経営支援を行う。

⑦創業・新事業創出等支援事業等

女性・若者等の創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対する相談・助言、支援施策等に関する情報提供等を行う。

中小企業・小規模事業者の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、地域本部等が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（異分野連携）に係る事業活動に取り組む中小企業・小規模事業者に対して計画策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や海外展開など高度な専門性を要する経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対して課題解決に向けた経

営支援を行う。

また、中小企業・小規模事業者の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、バイヤー等への情報提供等を行うほか、インターネットを活用した販路開拓支援に取り組む。

さらに、中小企業・小規模事業者の海外展開支援（海外進出、国際取引等）については、海外展開を図る上で生じる経営課題を解決するために有益な情報提供、アドバイス等を実施するほか、地域支援機関や金融機関と連携し、セミナーや個別相談会等を全国で開催する。加えて、海外展開を目指す中小企業・小規模事業者に対して、事業可能性調査（F/S）、国内外の展示会出展支援、Webサイトの活用や海外現地市場ニーズに精通する専門家派遣を通じた海外販路開拓支援等を行うとともに、日本の中小企業・小規模事業者のパートナーとなるような海外企業との商談会等を開催することで、中小企業・小規模事業者の海外展開を後押しする。

解説

創業支援については、女性・若者等の創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対する相談・助言、支援施策、成功事例、経営ノウハウ等に関する情報提供等を行う。また、中小企業大学校施設を創業者の育成を行う地域の拠点とし、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を一体的に行う。新事業創出支援については、中小機構の地域本部等が、農商工連携、地域資源活用、新連携の枠組みを活用した事業活動に取り組む中小企業者・小規模事業者に対して、マーケティングや事業計画の作成等、法認定に向けたブラッシュアップ支援から、法認定後の事業計画に沿った商品企画、試作品開発及び販路開拓等に係るフォローアップ支援を実施するものである。加えて、新たな商品・サービスの開発や新分野・新市場の開拓等、新たな事業展開や経営基盤強化に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、企業ニーズや経営課題に応じた支援を行う。

また、中小企業・小規模事業者の販路開拓等を支援するため、首都圏等におけるビジネスマッチングやテストマーケティング機会の提供、大手流通事業者等との連携による新商品の販路開拓、大規模展示会・商談会、投資家等へのビジネスプラン発表会等の活用によるビジネスマッチング等、全国ベースでの効果的な支援を実施するほか、インターネットを活用した販路開拓支援に取り組む。

さらに、海外展開を志向する中小企業・小規模事業者に対して、専門家によるアドバイスを行うとともに、地域支援機関や金融機関が実施する各地域の特性を活かした海外展開セミナーや個別相談会（出張アドバイス）等に、中小機構から専門家を派遣する。加えて、中小企業・小規模事業者が行う、海外展開

事業が実現可能か、採算がとれるか等の事業可能性調査（F/S）を支援する。具体的には、海外現地調査に向けた事業計画の策定、現地調査、調査後のフォローアップ支援等を行う（F/S経費の一部を中小機構が負担）。また、国内外の展示会出展に向けた支援では、出展の準備段階から、商談、契約等のフォローまで、それぞれの段階に応じて中小機構の専門家等が支援を行う。そのほか、WEBサイトを活用した海外販路開拓の支援では、海外取引を行う上での課題抽出から、外国語ホームページの作成、決済や物流体制の整備及びその後のフォローアップまで、海外ビジネス専門家が支援を行う（外国語ホームページ作成などに係る経費の一部を中小機構が負担）。海外専門家の派遣による海外販路開拓支援では、海外から現地の市場ニーズに精通する専門家を招聘し、継続的に商品の企画・開発のアドバイスを実施し、海外向け商品開発を支援する。さらに、合弁会社設立や代理店契約など日本企業との連携を検討する海外企業を日本に招聘し、我が国の中小企業・小規模事業者との商談会等を開催する。

⑧ インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業・小規模事業者を対象とし、インキュベーション施設の運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

解説

本事業は、新製品・新技術の研究開発等を行うための賃貸型事業施設の運営を行うとともに、インキュベーション・マネージャー等が入居者のニーズ、課題に対応した支援を行うものである。支援に際しては、中小機構の支援ツールや連携する地方公共団体、地域支援機関等、大学等の持つ支援ツールを有効に活用する。

なお、インキュベーション施設の運営に当たっては、中小機構、大学、地方公共団体等で構成する運営委員会により施設運営方針を定め、地域支援機関等との連携の下、中小企業・小規模事業者の新事業創出等を支援する。

（２）小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

① 中心市街地商店街等活性化支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。また、中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商

業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

解説

本事業は、中心市街地活性化の推進のため、中心市街地活性化協議会に対する情報提供等の支援を行うものである。日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会など関連団体との連携の下、中心市街地活性化協議会支援センターを設置・運営し、各地の協議会を支援する。また、基本計画記載の個別事業の実効性を高めるため、中心市街地活性化協議会等に対し複数の専門家によるプロジェクトチームを編成し、調査・分析等に基づく診断・助言等の支援や、中小機構に登録された専門家（日本商工会議所など全国団体の推薦を受けた専門家等）をアドバイザーとして各地の中心市街地活性化協議会等へ派遣する。

②中小企業・小規模事業者再生支援事業

各都道府県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会及び事業引継ぎ支援センター（以下、本項において「協議会等」という。）を支援するため、中小企業再生支援全国本部（以下、本項において「全国本部」という。）を設置している。

支援に当たっては、協議会等による中小企業・小規模事業者支援の拡大及び質の向上を図るため、全国本部における人員の拡充や協議会等へ支援人材の配置を行うなど支援体制の拡充に係る取組を実施し、協議会等における個別の中小企業再生案件又は事業引継ぎ案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会等及び経営改善支援センター（以下、「支援センター」という。）の活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会等をサポートし、地域の中小企業・小規模事業者の再生を総合的に支援する。

また、全国本部において、協議会等と十分協議の上、中小企業・小規模事業者からの相談対応、再生計画策定支援等を行う。

加えて、協議会等に設置した支援センターを通して経営改善計画策定支援事業を実施する。具体的には、中小企業・小規模事業者が自らでは経営改善計画を策定することが難しいケースが多いため、公認会計士や税理士等の支援人材（認定支援機関）が同計画の策定を支援していくことが求められており、当該経営改善計画の策定費用等について、支援センターを通じた費用負担を実施するとともに、支援センターにおける支援人材の確保と支援体制の構築を支援する。

そのほか、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会等の

業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

解説

中小企業・小規模事業者の資金繰りについては、全体として改善がみられる中、一部に業況回復が遅れている事業者も存在している状況と認識している。こうした事業者への対応については、資金繰り支援に合わせ、経営改善を実現していくことが極めて重要である。

そのため、協議会等の活動を支援するために設置した全国本部においては、協議会等が実施する中小企業・小規模事業者に対する事業再生等の支援件数・支援内容の更なる充実を図るための体制整備及び協議会等への支援の充実を図る。

また、中小企業・小規模事業者の再生支援を全国本部において、直接実施した方がよい場合には、全国本部が中小企業・小規模事業者に対する支援も実施する。

そのほか、協議会等及び支援センターにおける活動分析や業務の標準化、関係機関等のネットワーク構築、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等に対する研修・セミナーの実施等により、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を推進する。

(3) 消費税引上げに伴う環境整備

・消費税転嫁対策窓口相談等事業

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、認定経営革新等支援機関が開催する講習会にてテキスト等による周知などを行うとともに、周知のためのフォーラムを開催する。

解説

本事業は、消費税率の二段階にわたる引上げに備え、中小企業者・小規模事業者が円滑かつ適正に消費税を転嫁できる環境を整備するために行うもの。具体的には、認定支援機関等が開催する中小企業者・小規模事業者を対象とした講習会において、消費税制度の改正内容や政府の講ずる転嫁対策などについて中小企業・小規模事業者向けに分かり易いテキスト等を作成し周知を行うとともに、各地域において事例を交えたフォーラムを開催する。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する事業

東日本大震災で被災した地域及び中小企業・小規模事業者の本格的な復興の加速と福島再生に貢献する。具体的には、被災地域において、事業活動再開を希望する複数の中小企業者・小規模事業者が入居する仮設施設の整備や仮設

施設の解体・撤去等に係る支援を実施する。

また、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業・小規模事業者に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業・小規模事業者の事業再建等の支援を行う。

加えて、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援する。

その他、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とする被災県の貸付事業への支援に加えて、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業・小規模事業者の支援を行う。

解説

被災地域において、事業活動再開を希望する複数の中小企業者・小規模事業者が入居する仮設施設を整備する事業及び仮設施設の解体・撤去等に係る支援を実施する。

また、地方公共団体・地域支援機関等への専門家の派遣については、復興計画の策定支援（まちづくり、地場産業の復興等）、支援機関が行う巡回・助言への同行、セミナー・相談会の企画・講師派遣等を行う。被災中小企業・小規模事業者への専門家の派遣については、事業再建計画の策定支援、転業・新事業展開に向けた助言、設備等の復旧・補修相談、資金調達の検討に対する助言等を行う。

加えて、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援する。